



愛労発基0829第2号
令和6年9月5日

愛知県中小企業団体中央会

会長 山口高広 殿

愛知労働局長



令和6年度愛知県最低賃金改正額及び業務改善助成金等支援事業の周知について
(協力依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府における最重点課題として、長らく続いたデフレから完全に脱却して、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行し、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指しております。つまり、賃金が上がれば、その結果、消費が活発化し、企業収益が伸び、それを元手に企業が成長のための投資を行うことで労働生産性が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現させるというものです。

この賃金の引上げに関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資も支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」と示されるとともに、「企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業務改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。」とされ、令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会答申において目安額が示されました。そして、愛知地方最低賃金審議会において、前記閣議決定に配慮するとともに、目安額を参酌して審議が行われ、その結果、愛知県最低賃金は、本年10月1日より50円引き上げの時間額1,077円に改正決定することといたしました。

また、中央及び愛知の最低賃金審議会においては、政府方針にある最低賃金・賃金引き上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化、実効性ある取組の実施が要望されたところです。

こうした状況を踏まえ、当局といたしましては、管下の労働基準監督署及びハローワークも含め当局の総力を挙げ、関係行政機関とも緊密な連携を図りつつ、各種支援施策の周知等に取り組んでまいります。

各種支援施策のうち、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部（最大600万円）を助成する「業務改善助成金」につきましては、特に、愛知県最低賃金が改正される10月1日より前に事業場内の最低賃金を引き上げていただければ、賃金の引上げに課題を抱えている事業場にとって、大変有効に活用していただくことができます。

また、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに収入増加の取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成する「キャリアアップ助成金・社会保険適用時処遇改善コース」は、年収の壁のため就業調整を図ることが想定される労働者の処遇改善や人手不足の解消につながるるとともに、令和6年10月の社会保険の適用拡大への対応としても活用していただくことができます。

つきましては、改正最低賃金額、業務改善助成金等支援事業について、傘下の企業等への周知等に関し、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。